

業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の点検と報告が義務となります。

STEP 1

理解

対象となった管理者(ユーザー)様の役割と責務を理解しましょう。

●フロン類を漏えい防止するため、点検・修理・記録と保管を行う必要があります。

STEP 2

確認

STEP 3

点検

STEP 4

修理

修理しないままフロン類の充填を行うことは原則禁止です。

●冷媒漏えいが確認された場合は、やむをえないケースを除き、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を講ずることが求められます。

STEP 5

報告

STEP 1 理解 フロン類のライフサイクル全体が規制対象になります。

■各段階の当事者ごとの役割と責務

フロンメーカー

フロン類の転換、再生利用による新規製造量等の削減

低GWP・自然冷媒等

フロン類

製品メーカー

冷媒転換の促進
(ノンフロン・低GWP)
フロン製品への転換

CO₂ショーケース

低GWPエアコン

ノンフロン断熱材

ノンフロンダストブロー

ユーザー
(スーパーなど)

業務用機器の冷媒適正管理
(使用時漏えいの削減)

再生行為の適正化、
証明書による再生/
破壊完了の確認

破壊義務

破壊業者、再生業者

充填回収業者(充填・回収)

充填行為の適正化

定期点検

漏えい量報告

不調時点検・充填

充填量報告

Check 対象機器の管理者・所有者(ユーザー)様に求められること

●管理しているすべての第一種特定製品について、次の3点を遵守する必要があります。

点検

簡易点検

定期点検
(機器が一定規模以上の場合)

記録

点検および
整備内容から機器を
破棄するまでの
記録を保存

報告

年間漏えい量が
1,000t-CO₂
以上の場合

ご注意！
冷媒漏えいが確認された場合は、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、必要な措置を講じなければなりません。
修理しないままフロン類を充填することは原則禁止です。

STEP 2 確認 業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)をご使用のお客様はいませんか？

●第一種特定製品とは、冷媒としてフロン類が充填されている次の機器を指します。

①業務用の空調機器

パッケージエアコン、ビル空調用ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、スポットエアコン、ガスヒートポンプエアコン、除湿機など。

②業務用の冷凍・冷蔵機器

コンデンシングユニット、冷蔵・冷凍ショーケース、自動販売機、業務用冷蔵庫・冷凍庫、冷凍・冷蔵装置、冷凍機応用製品(ヒートポンプ給湯機等)など。

該当する管理者*(ユーザー)様は、「フロン排出抑制法」の対象となります。

※当該製品の所有権を有する者など

★ルームエアコンや家庭用冷蔵庫などの家電製品は対象外

STEP 3 点検 対象機器とその規模によって、点検の種類や頻度は異なります。

●全ての第一種特定製品について、管理者は「簡易点検」を行う必要があります。

●さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5kW以上の場合、専門知識を有する者による「定期点検」を行う必要があります。

■点検の種類と内容

点検種別	対象機器と規模	点検頻度	点検内容
簡易点検	全ての機器	3ヶ月に1回以上	目視確認による、機器の異音・異常振動、外観の損傷・腐食・錆び・油にじみ、熱交換器の霜付き、他
定期点検	空調機器	50kW以上	1年に1回以上
		7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

点検、回収、充填に関して、十分な専門知識を有する技術者とは？

■専門知識を有すると認められる者

名称 (認定団体)	冷媒フロン類取扱技術者					
	第一種冷媒フロン類取扱技術者			第二種冷媒フロン類取扱技術者		
	日本冷凍空調設備工業連合会			日本冷媒・環境保全機構(JRECO)		
業務内容 および その対象	点検	回収	充填	点検	回収	充填
	◎	◎	◎	○	◎	○
有効期限	5年(5年ごとに更新あり)					

●全ての機器 ○一定規模以下(機器の圧縮機電動機出力/空調機器は25kW以下、冷凍・冷蔵機器は15kW以下)

クリック

詳細はこちら

フロン簡易点検

検索

フロン簡易点検冷凍編

検索

STEP 5 報告 漏えいしたフロン類の量によっては、年次報告が必須となります。

●フロン類の漏えい量が1年間に1,000t-CO₂以上の管理者は、算定漏えい量などを事業所管大臣に報告する必要があります。

算定漏えい量の計算方法(t-CO₂)

(充填量 - 回収量)kg × GWP値 ÷ 1,000

報告が必要な漏えい量(kg)

R22	約550kg以上
R404A	約255kg以上
R410A	約480kg以上
R32	約1,480kg以上

約2,000事業者が対象に！

こんなお客様(管理者)は、報告対象になる可能性大

●総合スーパー等の大型小売店舗

(床面積10,000㎡程度の店舗)を6店舗以上有する

●飲食店

(床面積600㎡程度の店舗)を820店舗以上有する

●食品スーパー

(床面積1,500㎡程度の店舗)を8店舗以上有する

●商業ビル

(床面積10,000㎡程度のビル)を28棟以上有する

●コンビニエンスストア

(床面積200㎡程度の店舗)を80店舗以上有する

●食品加工工場

(床面積300㎡程度の工場)を20ヶ所以上有する